

平成30年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年12月18日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	12月18日 午前10時00分		
	散 会	12月18日 午後0時02分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	6	吉 田 清 尊	7	玉 城 みちよ
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	中 原 茂 仁	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 政 有
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	嶺 井 雄 二			

## 平成30年第4回今帰仁村議会定例会

### 議事日程第1号

平成30年12月18日（火曜日）

1. 開 会 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長の行政報告	
5	議案第41号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
6	議案第42号	今帰仁村公共施設等総合管理基金条例の制定について	説 明
7	議案第43号	今帰仁村健康長寿むらづくり条例の制定について	説 明
8	議案第44号	今帰仁冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の制定について	説明・質疑 討論・採決
9	議案第45号	今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民 の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
10	議案第46号	今帰仁村立学校設置条例及び今帰仁村保育所設置条例の一部を改 正する条例について	説 明
11	議案第47号	指定管理者の指定について	説明・質疑 討論・採決
12	議案第48号	平成30年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について	説 明
13	議案第49号	平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算につい て	説 明
14	議案第50号	平成30年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算につ いて	説 明
15	報告第5号	専決処分の報告について	報 告
16	報告第6号	専決処分の報告について	報 告
17		現場踏査	

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成30年第4回今帰仁村議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 吉田清尊議員及び7番 玉城みちよ議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月25日までの8日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から12月25日までの8日間と決定しました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査報告書がお手元に配付されております。朗読は省略いたします。

2. 本定例会に受理した、請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配付の請願(陳情)・意見書・決議文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

3. 議会関係の報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

9月 5日 古宇利区豊年祭が行われました。

6日 今帰仁村表彰審査委員会が行われました。

7日 今帰仁村議会議員選挙当選者の当選証書付与式が行われました。

8～9日 第73回今帰仁村陸上競技大会が開催されました。

22日 湧川区・仲尾次区の豊年祭が行われました。

23日 崎山区・上運天の豊年祭が行われました。

25日 今帰仁村敬老会が開催されました。

26日 第9回今帰仁まつり第2回実行委員会が開催されました。

〃 北部広域市町村圏事務組合平成30年度一般会計・特別会計例月出納検査を行いました。

27日 かりゆしばしの早期撤去を求める要請行動を行いました。

10月 2日 第42回北部地区畜産共進会が開催されました。

3日 北部市町村議会議長会臨時総会が開催されました。

7日 村内各小学校の運動会が開催されました。

10日 沖縄県町村議会議長会定例総会が開催されました。

12日 沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会並びに交流会が開催されました。

14日 第44回村老人婦人スポーツ大会が開催されました。

- 10月 22日 平成30年度今帰仁村平和祈額祭に参列しました。
- 26日 村制110周年記念式典並びに祝賀会が開催されました。
- 27～28日 第9回今帰仁まつりが開催されました。
- 11月 3日 第6回いいな運天港いちやり場まつりが開催されました。
- 6日 沖縄県市町村総合事務組合議会臨時会が開催されました。
- 8日 北部広域市町村圏事務組合議会第52回定例会が開催されました。
- 9日 秋季全国火災予防運動週間における非常招集並びに特別点検が行われました。
- 〃 第31回一人暮らし老人激励会が行われました。
- 10日 玉城区芸能祭が行われました。
- 17日 太陽の花今帰仁支部の忘年会が行われました。
- 20～22日 町村議会議長会全国大会が開催されました。
- 23日 沖縄県立北山高等学校創立70周年記念式典並びに祝賀会が開催されました。
- 26日 「第9回古宇利島マジックアワーRUN i n今帰仁村」大会記者発表が行われました。
- 27日 第12回今帰仁グスク桜まつり実行委員会が行われました。
- 30日 第41回今帰仁村各種団体親善スポーツ大会が開催されました。

日程第4. 「村長の行政報告」を行います。これを許します。喜屋武治樹村長。

○ **喜屋武治樹 村長** 皆さん、おはようございます。行政報告を行います。行政報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

- 9月 5日 古宇利区の豊年祭が行われました。
- 6日 今帰仁村表彰審査委員会を開催しました。
- 7日 今帰仁村議会議員選挙当選者の当選証書付与式が行われました。
- 8～9日 第73回今帰仁村陸上競技大会が開催されました。
- 13日 宮良多鶴子コンサートが開催されました。
- 16日 第5回しゃきょふれあいまつりが開催されました。
- 22日 湧川区・仲尾次区の豊年祭が行われました。
- 23日 崎山区・上運天区の豊年祭が行われました。
- 25日 今帰仁村敬老会を開催しました。
- 26日 第9回今帰仁まつり第2回実行委員会を開催しました。
- 28日 今帰仁村第三次観光リゾート振興計画策定委員に委嘱状を交付しました。
- 10月 2日 第42回北部地区畜産共進会が開催されました。
- 2～3日 第53回全国史跡整備市町村協議会（山梨県）が開催されました。
- 6日 第28回今帰仁村立保育所合同運動会を開催しました。
- 7日 村内各小学校の運動会が開催されました。
- 〃 第19回北山祭「体育祭」が開催されました。
- 10日 本部地区全国地域安全運動出発式が開催されました。

- 10月 11日 今帰仁村童話・お話大会が開催されました。  
 // 沖縄県町村会負担金等審議委員会が開催されました。
- 12日 第9回古宇利島マジックアワーRUN in 今帰仁村第1回実行委員会を開催しました。
- 13～14日 第6回本部地区少年健全育成軟式学童野球大会が開催されました。
- 14日 第44回今帰仁村老人婦人スポーツ大会が開催されました。
- 20日 あめそこ保育園運動会が開催されました。  
 // 沖縄県農協今帰仁支部年金友の会定期総会が開催されました。  
 // 兼次区の豊年祭が行われました。
- 22日 今帰仁村平和祈願祭を開催しました。
- 23日 第9回沖縄平和賞授賞式が開催されました。
- 26日 村制110周年記念式典並びに祝賀会を開催しました。
- 27日 第35回今帰仁村子ども会まつりが開催されました。
- 27～28日 第9回今帰仁まつりを開催しました。
- 30日 北部広域市町村圏事務組合第2回理事会が開催されました。  
 // 名護市県立高等学校北部合同寄宿舎運営協議会第1回総会が開催されました。  
 // 北部市町村会総会が開催されました。  
 // ふるさと納税お礼品「マンゴー」に関する意見交換会が開催されました。
- 31日 沖縄県市町村職員互助会中間監査が行われました。
- 11月 1日 旧古宇利小中学校跡利用計画の記者発表を行いました。
- 2日 沖縄県高等学校駅伝競走大会が開催されました。
- 3日 沖縄県功労者表彰式典並びに祝賀会が開催されました。  
 // 第6回いいな運天港いちゃり場まつりを開催しました。  
 // 国際コンソーシアム協定連携シンポジウムが開催されました。  
 // 宮腰光寛沖縄担当大臣との夕食懇談会が開催されました。
- 5日 今帰仁村（古宇利区）地震・津波避難訓練を行いました。  
 // 平成31年度予算編成方針説明会を開催しました。
- 6日 第138回沖縄県町村土地開発公社理事会が開催されました。  
 // 第70回沖縄県地域振興対策協議会総会が開催されました。  
 // 第186回沖縄県町村会定期総会が開催されました。
- 9日 秋季全国火災予防運動週間における非常招集並びに特別点検を実施しました。  
 // 第31回一人暮らし老人激励会が開催されました。  
 // 羽地大川土地改良区理事会が開催されました。
- 10日 まほろば保育園運動会が開催されました。  
 // 玉城区芸能祭が行われました。
- 10～11日 第30回記念「ツール・ド・おきなわ2018」大会が開催されました。

- 11月 15日 第30回ふれあう心やんばるの集い（合同運動会）が開催されました。
- 16日 今帰仁村子ども・子育て会議を開催しました。
- 〃 古宇利区敬老会が行われました。
- 17日 太陽の花今帰仁支部の忘年会が行われました。
- 18日 今帰仁郷友会運動会が開催されました。
- 23日 沖縄県立北山高等学校創立70周年記念式典並びに祝賀会が開催されました。
- 26日 第9回古宇利島マジックアワーRUN i n今帰仁村の記者発表を行いました。
- 27日 第12回今帰仁グスク桜まつり第2回実行委員会を開催しました。
- 〃 今帰仁村親善チャリティーゴルフ大会実行委員会を開催しました。
- 28～29日 全国町村長大会（東京都）が開催されました。
- 30日 第41回今帰仁村各種団体親善スポーツ大会が開催されました。

○ 座間味 薫 議長 日程第5. 「議案第41号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 おはようございます。それでは議案の説明をさせていただきます。  
議案第41号

#### 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成30年12月18日 提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

#### 提案理由

沖縄県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第13号）の一部を次のように改める。

改正後(案)	現 行
<p>(日直手当)</p> <p>第17条 日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>4,400円</u>を超えない範囲内において別表第4により支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、もしくは失職し、又は死亡した日現在__）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>別表第1（第5条関係）</u> 行政職給料表 【別記1 参照】</p> <p><u>別表第2（第5条関係）</u> 教育職給料表 【別記2 参照】</p> <p>別表第4（第17条関係）</p>	<p>(日直手当)</p> <p>第17条 日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>4,200円</u>を超えない範囲内において別表第4により支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、もしくは失職し、又は死亡した日現在__）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>別表第1（第5条関係）</u> 行政職給料表 【別記1 参照】</p> <p><u>別表第2（第5条関係）</u> 教育職給料表 【別記2 参照】</p> <p>別表第4（第17条関係）</p>

日直手当 <u>4,400円</u>	日直手当 <u>4,200円</u>
備考	
<p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p>	

第2条 今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第13号）の一部を次のように改める。

改 正 後 (案)	現 行
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第16条 第12条から第14条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額<u>に100分の130</u> _____を乗じて得た額に基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の運用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」 _____とする。</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第16条 第12条から第14条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの_____で除して得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額<u>に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の運用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p>



<p>4～5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、もしくは失職し、又は死亡した日現在）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>4～5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、もしくは失職し、又は死亡した日現在）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
---	---

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（今帰仁村職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第19条の4第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、平成30年4月1日から、第1条の規定（給与条例第19条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による内払とみなす。

【別記1】 改正後

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

平成30年4月1日適用

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200
2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400
3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800

23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600

58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	

93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				
再任用	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

【別記1】 現 行

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円	円	円	円
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200

28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700

63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			



98		295,700	343,700			
99		296,100	344,100			
100		296,500	344,400			
101		296,700	344,700			
102		297,000	345,100			
103		297,400	345,500			
104		297,700	345,900			
105		297,900	346,400			
106		298,200	346,800			
107		298,600	347,200			
108		298,900	347,600			
109		299,100	348,100			
110		299,500	348,500			
111		299,900	348,800			
112		300,200	349,100			
113		300,300	349,600			
114		300,600				
115		300,900				
116		301,300				
117		301,500				
118		301,700				
119		302,000				
120		302,300				
121		302,700				
122		302,900				
123		303,200				
124		303,500				
125		303,800				
再任用	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700

【別記2】 改正後

別表第2（第5条関係）

教育職給料表

平成30年4月1日適用

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	144,100	194,000	230,000	263,000
2	145,200	195,800	231,600	264,900
3	146,400	197,600	233,100	266,700
4	147,500	199,400	234,700	268,800
5	148,600	200,900	236,100	270,500
6	149,700	202,700	237,800	272,400
7	150,800	204,500	239,300	274,300
8	151,900	206,300	240,900	276,400
9	153,000	207,900	242,100	278,400
10	154,400	209,700	243,600	280,400
11	155,700	211,500	245,200	282,500
12	157,000	213,300	246,600	284,500
13	158,300	214,700	248,100	286,500
14	159,800	216,500	249,600	288,600
15	161,300	218,200	250,900	290,600
16	162,900	220,000	252,300	292,600
17	164,200	221,700	253,800	294,400
18	165,700	223,400	255,400	296,400
19	167,200	225,000	257,100	298,500
20	168,700	226,600	258,900	300,500
21	170,100	228,000	260,500	302,400
22	172,800	229,700	262,300	304,500
23	175,400	231,300	264,000	306,500
24	178,000	232,900	265,700	308,600
25	180,700	234,000	267,600	310,300
26	182,400	235,500	269,500	312,400
27	184,000	236,900	271,300	314,400

28	185,700	238,200	273,100	316,400
29	187,200	239,500	274,800	318,100
30	188,900	240,700	276,700	320,100
31	190,700	241,700	278,600	322,200
32	192,400	242,900	280,300	324,300
33	194,000	244,200	281,800	325,500
34	195,400	245,300	283,700	327,500
35	196,900	246,500	285,500	329,400
36	198,400	247,800	287,400	331,500
37	199,700	248,700	289,000	333,400
38	201,000	250,100	290,700	335,300
39	202,200	251,500	292,500	337,300
40	203,500	252,900	294,300	339,200
41	204,800	254,300	295,800	341,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000
43	207,400	257,100	299,000	344,800
44	208,700	258,400	300,600	346,700
45	209,800	259,600	302,200	348,200
46	211,100	260,900	303,900	349,600
47	212,400	262,300	305,500	351,100
48	213,700	263,600	307,200	352,600
49	214,800	264,700	308,100	354,200
50	215,900	265,800	309,600	355,000
51	216,900	267,100	311,100	356,200
52	218,000	268,400	312,700	357,200
53	219,100	269,400	314,300	358,100
54	220,100	270,500	315,900	359,200
55	221,000	271,800	317,500	360,100
56	222,000	273,100	319,000	361,200
57	222,400	274,000	320,500	362,100
58	223,300	275,000	321,700	362,800
59	224,100	275,900	322,900	363,500
60	224,900	277,000	324,100	364,200
61	225,600	278,100	324,800	364,600
62	226,600	279,100	325,700	365,200

63	227, 400	280, 000	326, 500	365, 900
64	228, 300	281, 000	327, 300	366, 600
65	229, 000	281, 500	328, 200	366, 900
66	229, 800	282, 400	328, 600	367, 600
67	230, 700	283, 100	329, 300	368, 300
68	231, 700	284, 000	330, 100	369, 000
69	232, 400	285, 000	330, 900	369, 300
70	233, 100	285, 800	331, 600	369, 900
71	233, 700	286, 600	332, 300	370, 600
72	234, 500	287, 400	333, 000	371, 200
73	235, 300	288, 200	333, 500	371, 500
74	236, 000	288, 700	334, 100	372, 100
75	236, 700	289, 100	334, 600	372, 800
76	237, 300	289, 600	335, 200	373, 400
77	238, 000	289, 800	335, 500	373, 800
78	238, 800	290, 100	336, 000	374, 300
79	239, 600	290, 300	336, 400	374, 900
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000
94		294, 900	342, 600	
95		295, 200	343, 100	
96		295, 600	343, 500	
97		295, 800	343, 700	

98		296,100	344,100	
99		296,500	344,500	
100		296,900	344,800	
101		297,100	345,100	
102		297,400	345,500	
103		297,800	345,900	
104		298,100	346,300	
105		298,300	346,800	
106		298,600	347,200	
107		299,000	347,600	
108		299,300	348,000	
109		299,500	348,500	
110		299,900	348,900	
111		300,300	349,200	
112		300,600	349,500	
113		300,800	350,000	
114		301,000		
115		301,300		
116		301,700		
117		301,900		
118		302,100		
119		302,400		
120		302,700		
121		303,100		
122		303,300		
123		303,600		
124		303,900		
125		304,200		
再任用	187,700	215,200	255,200	274,600

【別記2】 現 行

別表第2（第5条関係）

教育職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号 給	円	円	円	円
1	142,600	192,700	228,900	262,000
2	143,700	194,500	230,500	263,900
3	144,900	196,300	232,000	265,700
4	146,000	198,100	233,600	267,800
5	147,100	199,700	235,100	269,600
6	148,200	201,500	236,800	271,500
7	149,300	203,300	238,300	273,400
8	150,400	205,100	239,900	275,500
9	151,500	206,800	241,200	277,600
10	152,900	208,600	242,700	279,600
11	154,200	210,400	244,300	281,700
12	155,500	212,200	245,700	283,700
13	156,800	213,600	247,200	285,700
14	158,300	215,400	248,700	287,800
15	159,800	217,100	250,000	289,800
16	161,400	218,900	251,400	291,800
17	162,700	220,600	252,900	293,700
18	164,200	222,300	254,600	295,700
19	165,700	223,900	256,300	297,800
20	167,200	225,500	258,100	299,800
21	168,600	227,000	259,700	301,800
22	171,300	228,700	261,500	303,900
23	173,900	230,300	263,200	305,900
24	176,500	231,900	264,900	308,000
25	179,200	233,100	266,900	309,700
26	180,900	234,600	268,800	311,800
27	182,600	236,000	270,600	313,800
28	184,300	237,300	272,400	315,800

29	185,800	238,600	274,100	317,600
30	187,600	239,800	276,000	319,600
31	189,400	240,800	277,900	321,700
32	191,100	242,000	279,600	323,800
33	192,700	243,300	281,200	325,100
34	194,200	244,500	283,100	327,100
35	195,700	245,700	284,900	329,000
36	197,200	247,000	286,800	331,100
37	198,500	247,900	288,400	333,000
38	199,800	249,300	290,100	334,900
39	201,100	250,700	291,900	336,900
40	202,400	252,200	293,700	338,800
41	203,700	253,600	295,300	340,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400
44	207,600	257,700	300,100	346,300
45	208,800	258,900	301,700	347,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200
47	211,400	261,600	305,000	350,700
48	212,700	262,900	306,700	352,200
49	213,800	264,100	307,700	353,800
50	214,900	265,200	309,200	354,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800
52	217,000	267,800	312,300	356,800
53	218,100	268,800	313,900	357,700
54	219,100	269,900	315,500	358,800
55	220,000	271,200	317,100	359,700
56	221,000	272,500	318,600	360,800
57	221,500	273,500	320,100	361,700
58	222,400	274,500	321,300	362,400
59	223,200	275,400	322,500	363,100
60	224,100	276,500	323,700	363,800
61	224,800	277,600	324,400	364,200
62	225,800	278,600	325,300	364,800
63	226,600	279,500	326,100	365,500

64	227,500	280,500	326,900	366,200
65	228,200	281,100	327,800	366,500
66	229,000	282,000	328,200	367,200
67	229,900	282,700	328,900	367,900
68	231,000	283,600	329,700	368,600
69	231,700	284,600	330,500	368,900
70	232,400	285,400	331,200	369,500
71	233,000	286,200	331,900	370,200
72	233,800	287,000	332,600	370,800
73	234,600	287,800	333,100	371,100
74	235,300	288,300	333,700	371,700
75	236,000	288,700	334,200	372,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000
77	237,300	289,300	335,100	373,400
78	238,100	289,700	335,600	373,900
79	238,900	289,900	336,000	374,500
80	239,600	290,300	336,500	375,000
81	240,200	290,500	336,900	375,500
82	240,900	290,700	337,400	376,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600
84	242,300	291,400	338,400	376,900
85	242,900	291,700	338,700	377,300
86	243,600	292,000	339,100	377,800
87	244,300	292,300	339,600	378,200
88	245,000	292,700	340,000	378,600
89	245,600	293,000	340,300	379,000
90	246,100	293,400	340,700	379,500
91	246,400	293,700	341,200	379,900
92	246,800	294,100	341,600	380,300
93	247,100	294,200	341,800	380,600
94		294,400	342,200	
95		294,800	342,700	
96		295,200	343,100	
97		295,400	343,200	
98		295,700	343,700	



99		296,100	344,100	
100		296,500	344,400	
101		296,700	344,700	
102		297,000	345,100	
103		297,400	345,500	
104		297,700	345,900	
105		297,900	346,400	
106		298,200	346,800	
107		298,600	347,200	
108		298,900	347,600	
109		299,100	348,100	
110		299,500	348,500	
111		299,900	348,800	
112		300,200	349,100	
113		300,300	349,600	
114		300,600		
115		300,900		
116		301,300		
117		301,500		
118		301,700		
119		302,000		
120		302,300		
121		302,700		
122		302,900		
123		303,200		
124		303,500		
125		303,800		
再任用	187,300	214,800	254,800	274,200

○ 座間味 薫 議長 日程第6. 「議案第42号 今帰仁村公共施設等総合管理基金条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第42号

今帰仁村公共施設等総合管理基金条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めます。

平成30年12月18日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

公共用又は公用に供する施設の新設、長寿命化、更新整備、統廃合等を計画的に行うために同条例を整備する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村公共施設等総合管理基金条例

(目的)

第1条 公共用又は公用に供する施設（以下「公共施設等」という。）の新設、長寿命化、更新整備、統廃合等を計画的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、今帰仁村公共施設等総合管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。  
2 村長は村有財産を売却した額を基金に積み立てなければならない。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 村長は、第1条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(今帰仁村庁舎の維持管理及び建設に関する基金条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 今帰仁村庁舎の維持管理及び建設に関する基金条例(平成22年条例第2号)

(2) 今帰仁村営火葬場の維持管理及び建設に関する基金条例(平成23年条例第11号)

(3) 今帰仁村村有財産購入基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和52年条例第9号)

(4) 今帰仁城跡環境整備事業基金の設置に関する条例(昭和56年条例第7号)

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の前項各号に掲げる条例の規定により積み立てられた現金又は有価証券は、この条例の相当規定により基金に積み立てられたものとみなす。

○ 座間味 薫 議長 日程第7. 「議案第43号 今帰仁村健康長寿むらづくり条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第43号

### 今帰仁村健康長寿むらづくり条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めます。

平成30年12月18日 提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

### 提案理由

健康づくりの推進に関する基本的な事項を定め、村民が生涯にわたり生きがいをもち、誰もが安心して暮らすことのできる今帰仁村健康長寿むらの実現に寄与するため、この議案を提出します。

### 今帰仁村健康長寿むらづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、健康づくりの推進に関する基本的な事項を定めることにより、村民が生涯にわたり健康で生きがいをもち、誰もが安心して暮らすことのできる今帰仁村健康長寿むらの実現に寄与するこ

とを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 健康づくり 村民が生涯にわたり健やかで充実した生活を送るため人との交流を楽しみ、睡眠等の休養、食生活、運動、口腔ケアその他の生活習慣を改善し、心や身体の状態をよりよくしようとすることをいう。
- (2) 地域団体 地域住民が自主的に参加し、営利を目的としない公益的な活動を行う団体をいう。
- (3) 保健医療福祉関係者 村内で保健医療福祉サービスを提供する法人その他の団体及び個人をいう。
- (4) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設をいう。
- (5) 事業者 村内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (6) 保健事業関連資料等 村が実施する健康診査、保健指導、健康相談及び医療、介護、保健等に係る資料をいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 村民一人ひとりが自らの健康や生活習慣に関心を持ち、それぞれの健康状態やライフステージに応じて健康を管理する能力の向上を図るとともに、健康づくりを主体的に行うこと。
- (2) 地域社会全体の取組として、村民、村、地域団体、保健医療福祉関係者、学校等及び事業者（以下「健康づくり実施主体」という。）は、相互に連携を図りながら、協働して健康を推進し、「健康長寿のむらづくり」を目指すこと。
- (3) 健康づくりをとおして、出会いや交流を深めることにより、地域の活性化を促すこと。

(村民の役割)

第4条 村民は、基本理念に基づき、村民の健康づくりに関する知識と理解を深め、積極的に健康診査及び健康診断並びに検診（以下「健診等」という。）を受けることなどにより自らの健康状態を把握し、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを積極的に実践するよう努めるものとする。また、家庭、地域、職場及び学校等において行われる健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

(村の責務)

第5条 村は、基本理念に基づき、次の各号に掲げる施策のほか村民の健康づくりに関する施策を実施し、推進しなければならない。

- (1) 保健医療福祉サービス及び健全な食生活の知識の普及に関すること。
- (2) 村民が主体的に行う健康づくりに関する取組の奨励及び健康づくりを支援する生活環境、交通環境その他の環境整備に関すること。
- (3) 心の健康づくり及び自殺の予防に関する知識の普及、啓発及び相談に関すること。
- (4) 健診等の受診率及びそれに基づく保健指導の実施率の向上に関すること。

(5) 生涯にわたる口腔ケアの重要性や健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。

2 村は、前項に規定する施策を実施するにあたっては、その保有する保健事業関連資料等を適切に活用するとともに、健康づくり実施主体の連携に努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、基本理念に基づき、健康づくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるとともに、健康づくり実施主体が実施する健康長寿むらづくりの推進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第7条 保健医療福祉関係者は、基本理念に基づき、保健指導、治療及び健診等のほか、保健医療福祉サービスを村民が適切に受けられるよう配慮するとともに、健康づくり実施主体が実施する健康づくりに関する取組に協力するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、基本理念に基づき、健康づくり実施主体が実施する健康長寿むらづくりの推進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、基本理念に基づき、健診等の受診の促進に努めるとともに、健康づくり実施主体が実施する健康づくりの推進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(健康づくり推進月間及び健康づくりの日)

第10条 健康長寿むらづくりについて村民、地域団体、保健医療福祉関係者、学校等、事業者の関心及び理解を深めるため、10月を村民健康づくり推進月間とするとともに、又毎月第一日曜日を「健康づくりの日」とする。

(健康づくりに関する支援)

第11条 村は、健康長寿むらづくりを推進するために必要があると認めるときは、村民、地域団体、保健医療福祉関係者、学校等及び事業者に対し、財政的支援その他の必要な支援を行うことができる。

(人材の育成及び活用)

第12条 村は、健康長寿むらづくりの推進を図るため、健康づくりに資する活動を自主的に展開できる人材の育成及び活用に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、健康長寿むらづくりを推進するため必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○ 座間味 薫 議長 日程第8. 「議案第44号 今帰仁冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第44号

今帰仁冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めます。

平成30年12月18日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

沖縄北部連携促進特別振興事業で整備された、今帰仁冷凍冷蔵施設の良好な管理及び運営を図るため、この議案を提出します。

今帰仁冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、今帰仁冷凍冷蔵施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 施設は、沖縄北部地域における農林水産物等の輸送経費縮減及び出荷調整による市場価格の安定を図り、生産者の所得の向上及び災害時等における緊急物資保管機能を確保するため設置する。

(施設の名称及び位置)

第3条 施設の名称及び位置は下記のとおりとする。

名称 今帰仁冷凍冷蔵施設

位置 今帰仁村字上運天335番地10

(業務の範囲)

第4条 村長は、施設において、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 農林水産物等の保管及び荷役業務。
- (2) 施設の運営及び維持管理に関する業務。
- (3) その他、村長が必要と認める業務。

(施設の管理等)

第5条 村長は、施設の設置目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、指定管

理者に施設の管理を行わせることができる。ただし、施設の管理に当たっては、次の各号に掲げることを遵守させる。

- (1) 施設の営業は年中無休で1日24時間とする。ただし、営業時間の変更を行う場合は今帰仁村と指定管理者協議のうえ決定する。
- (2) 施設周辺の清掃及び環境への配慮を行う。
- (3) 指定管理者は、施設に関する業務等の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 指定管理者に施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、前条各号の業務とする。  
(搬入の制限)

第6条 施設へは、次の各号に該当する荷物を保管及び荷役してはならない。

- (1) 廃棄物及び有害物質が混入されているおそれのある荷物。
- (2) その他村長及び指定管理者が施設において保管できないと判断したもの。  
(損害賠償)

第7条 施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、故意又は過失により施設又は付属設備等を汚損し、き損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用料金等)

第8条 利用者が納付する利用料金については、指定管理者の収入としてこれを收受させるものとする。

2 指定管理者は、あらかじめ前項の利用料金について、今帰仁村の承認を受けるものとする。

(施設等使用料)

第9条 指定管理者は、今帰仁冷凍冷蔵施設の施設使用料として、毎年規則で定める額を今帰仁村へ納めるものとする。

(事業等の報告)

第10条 指定管理者は、管理する施設の業務に関し、業務状況を毎会計年度終了後遅滞なく、事業報告書を作成し村長に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 議案第44号 今帰仁冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の制定について質疑いたします。

これは先議事項でありますので、一日も早く供用を開始したいということなのかと思っておりますが、供用開始はいつからなのかというのと、あとこの施設の運用によって何名の雇用が生まれるのか。そして年間でもいいのですが、この収益等を入れて経済効果のある程度試算しているのかと思うのですけれども、この辺はどれぐらいの効果が見込まれるのか。

あと、第2条に「災害時等における緊急物資保管機能を確保するため」とあります。この物資の確保をするのにどのぐらいの確保スペースをとっているのかとか、これをほかの市町村の分もある程度置いているのかとかという部分の質疑をいたします。

第8条に「利用者が納付する利用料金について」とあります。これは単価といいますか、これは幾らなのか。一つのスペースとして幾ら取るのか、それとも一箱幾らとか、一つのパレットの分で幾らとか、どのように指定管理者の収入として入ってくるのか質疑いたします。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 3番與那嶺 透議員の質疑について説明いたします。

供用開始は、年内の12月末をめどに予定しております。雇用の件ですが、いろいろ調整して、8名を予定しております。収益につきましては、去年事業計画書を作成するに当たり、純利益が480万円を見込んでおります。

2条の緊急保管物資については、これは伊是名・伊平屋の災害時、台風なり高波で船が出港できない場合の保管ということで、これは本部町の冷凍冷蔵倉庫とはちょっと違って伊是名、伊平屋の、通常は台風が来ると、そのままトラックに積んで戻ってしまう。二重、三重ということになっているので、これは要望がありまして、連携をしながら、そのためのスペースということは確保しておりません。生活物資を保管するというところでやっております。

8条の利用料については、本部町と足並みをそろえて利用料を設定するというので今調整をしております。物によりましては、1キログラム当たり1.8円から2円、2.1円ぐらい予定をしております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 供用開始は12月末ごろとの説明でしたが、詳しい日づけはまだ決まっていないということですか。この議会で今から議決されるのですが、これがもし可決されると次の日からとかそういう感じではなくて、まだ決まっていないということなのでしょうか。

それと第2条の伊是名・伊平屋の災害、台風時の確保ということなのですが、スペースを確保していなければ、果たしか本部町の冷凍冷蔵倉庫もいっぱいだと聞いております。憶測なのですが、恐らくすぐ今帰仁村もいっぱいになるのではないかと思います。その中で、果たしてあらかじめとっておかないでスペースがとれるのかと、今ちょっと懸念されているのですけれども、この辺についても一度説明を求めます。

あと第8条の1キログラム当たり1.8円から2.1円、本部町と足並みをそろえるということなのですが、これは冷蔵物も冷凍物も同じようにそろえていくのか。質疑いたします。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

供用開始は、きょう可決されるとしたならば、あしたからという話ですが、事務所の移動等があつて12月までには供用開始ができるのではないかとということで、一応12月末を予定しております。

先ほどの伊是名・伊平屋の物資の件ですが、先ほどスペースを確保されていないと言いましたが、数量



的には615トンを見込んで臨機応変に、それだけのスペースというのは確保していませんが、トータルとしてはカバーできるのかと思っております。利用料については、冷凍冷蔵庫も本部町と足並みをそろえてやっていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 大体理解いたしました。もう少し第2条の確保の件なのですが、伊是名・伊平屋ということでしたが、今帰仁村の分は特に確保するお考えはないのか伺います。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について説明いたします。

計画上は伊是名・伊平屋ということでありまして、今帰仁村がそういう場面が出れば、この辺はまた指定管理者と調整をしてやっていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第44号 今帰仁冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の制定についてということで、これは運天港の運天港活用推進協議会の中で意見が出まして、本部町の施設がパンクということで、今帰仁村にもつくろうということで事業がスタートしたと思っています。それとまた北部連携促進事業云々等がありまして、本部町の利用はやんばる全体で利用されている形ですが、今帰仁村では地域で限定するのか。この沖縄北部連携促進特別振興事業で整備されているので、北部全体をカバーできる施設として、本部町と今帰仁村で一緒にやっていくのか。本部町はそういう形で今やっていますけれども、本部町が足りなくて、今帰仁村もつくろうということでスタートをした事業でありまして、今後地域限定もあるのかどうか。それと現在、本部町は北部港運が委託管理という形になっていますけれども、将来管理者をどのような計画で進めていくのか。港も、本部も、今帰仁も北部港運が管理しながら、本部町の冷凍施設も北部港運が管理をしているのですけれども、今帰仁は管理をどのように今後進めていくのか、答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 10番與儀議員の質疑に対してご説明いたします。

地域を限定するのかという質疑かと思いますが、計画の時点では東村のパイン、大宜味村のシークワサー、伊是名村のモズクという連携で、建てた経緯があります。今後は北部全体として容量が賄えれば、北部全体としてやっていきたいと思っております。管理については、後で提案しておりますが北部港運を予定しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今後は農産物の加工技術が進んできて、果汁等もマンゴー、シークワサーも絞って冷凍しておけば、1年中いろんな加工品、アイスクリームとかジェラートを今つくっている事業者もいますので、今帰仁村だけで限定する必要は私はないと思っています。いろんなメンバーが本部町も利用しながら、冷凍施設に野菜、また絞った果汁の冷凍がなされている状況でありますので、臨機応変にしながら有効に活用させるべきだと思っています。限定した場合、余ったスペースはどう使うのかが出てきますので、ぜひ広域に、みんなで協議をしながら、いい利用・活用できるような方法で進めるべきだと

思います。

それとあと、今、管理を北部港運と話が出ていますけれども、これはこの議案が可決されて後、管理者の選定をしながら契約に結んでいくのか、この点お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質議についてご説明いたします。

先ほど申しましたけれども可決されて、指定管理は協定書を結んでいきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時33分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時34分)

嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

施設を建てる計画のときは、今帰仁のスイカ、大宜味のシークワサー、東村のパイン、伊是名・伊平屋のモズク、生餌ですね。今帰仁村の花の菊の苗と、切り花の保管等、伊是名・伊平屋の生活物資ということで計画は立てております。とりあえずこれを優先にやって、容量に余裕があれば全体的にできますけれども、これがまたあふれてしまうと、もうこの時点で北部全体としてはできないのかと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 先ほどの課長の答弁、3村を優先という形で進めながら、スペースが空いた場所は北部全体で活用してもらおう方向ということで理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 先ほど申しましたように優先的にやって、スペースが余れば対応していきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第44号について質疑いたします。

先ほどもありましたが第2条のところ「災害時等における緊急物資保管機能を確保するため設置する」とうたわれているのですけれども、先ほどの説明では615トンあるので確保できると思うという説明だったのですが、これは確保しないといけないと思うのです。だからこれはもうはっきり確保するという方向でやってもらわないといけないと思いますが、この説明です。

それと、この冷凍冷蔵施設の総工費と補助率はどうなっているのか。それと耐用年数、これは何年を見込んでいるのか。そしてこの耐用年数が過ぎた後、この施設はどうするという計画はあるのかどうか。

それと、海のそばですので塩害がとても気になるのですけれども、これは施設の修繕費とか、あと維持管理、これはどこが行うのか説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 8番與那議員の質疑についてご説明いたします。

伊是名・伊平屋村の物資については615トンと言いましたけれども、これは一応データをとって、この

辺は確保をやっていきたいと思っております。耐用年数については、コンクリートは50年ということで見込んでおります。維持管理については、基本的には北部港運が維持管理をやっていくと。大きな修繕に関しては、予定ではありますけれども純利益の2分の1を今帰仁村に納めてもらうと。これで基金を積んで、大きな修繕に関しては基金からやっていく。小さなものに関しては、指定管理者のほうに賄っていただきたいと考えております。工事費については7億2,900万円であります。補助率は80%ということになります。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 第2条については理解しました。それで修繕費と、これは利益の2分の1ですか。これを基金に積み立てるということであります。この冷凍冷蔵施設自体の会計というのですか、これをどのように行うのか。利益を基金に積み立てる、これは本当にすばらしいことだと思っているのですが、これはせつかく新しくつくる公共施設でありますので、この会計は単独でできたら見やすくなってくるし、今後この公会計を含めてもそういう方向に進んでいくと思うのです。なので、これは単独で会計できないのか。例えば、利益とかいろいろあるとプールされて、見えなくなるところが出てくると思いますので、これは基金積み立てで、最終的に耐用年数が50年過ぎた後、もし取り壊しとなった場合、除却費というのが出てくると思うのですけれども、この除却費まで積み立てていくのかどうか。また、除却するときに起債して壊すとなると、これは今の会計からしても好ましくないと思うので、これまでやはり積み立てるべきだろうと思います。なので、この会計の方法とかその辺をお伺いします。

それと、第9条の中で「施設使用料として、毎年規則で定める」とあったのですが、使用料は幾らなのか。毎年規則で定めるというのはどういうことなのか。これは減価償却の定率とか、この辺で変動するのか。この辺の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

会計の管理に関して、今のところは基金に積み立てていくということで考えております。また今後何かしら出た場合は、検討しながらやっていきたいと思っております。第9条の使用料については、これは先ほども申しましたように純利益の2分の1をこちらに納めていただいて、毎年村にその額を納めて基金に積み立てるということになります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 第9条の件なのですけれども、これは毎年利益が変わってくるから、毎年規則で定めるということで理解しました。

会計の件なのですけれども、これはやはり最初からスタートしないと後からはわからないと思うのです。なので、できたら新しい公共施設については、やはり特別会計でやるべきだろうと私は思っているのですが、スタートしてからは少し遅いので、どういう考えがあるのかとか。先ほども説明がありましたけれども、私は特別会計でやるべきだと思っています。この辺、特別会計でできるのかどうか、方向性があるのか説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時42分)

- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時43分)  
嶺井雄二建設課長。
- 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。  
特別会計としては厳しいかと思っております。先ほども答弁しましたように、基金に積み立てていきたいと考えております。以上です。
- 座間味 薫 議長 ただいまの8番 與那勝治議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番與那勝治議員。
- 8番 與那勝治 議員 特別会計は厳しいということでありましたけれども、やはり一番懸念するのが除却費なんです。積み立てて除却費まで賄いきれるものがあればいいのですけれども、これはせっかくいい施設をつくって、指定管理者も利益を上げ、村にも入ってくると。本当に素晴らしい施設だと思うのですけれども、最期の最後でまた起債して取り壊すというよりも、利益を上げているのだったら除却費まで確保するべきだろうと考えております。その辺、特別会計は難しいかもしれないですけれども、そしてこの基金で除却費まで確保できるのかどうか、説明を求めたいと思います。
- 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。
- 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について説明いたします。  
当面は基金に積み立てていった金額が出ないと、また除却費が賄えるのか、賄えないのか試算できませんので、この辺はまた当面積み立てていきたいと考えております。以上です。
- 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 では冷凍施設に関して質疑いたします。  
先ほど利用料に関して、利益の半分を積み立てて基金に回していくと。それは今後審議するところである基金条例を新しくつくる中で、みんなプールで、この基金として積み立てていくのか。この辺をお伺いいたします。
- 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。
- 嶺井雄二 建設課長 5番座間味議員の質疑に対して説明いたします。  
こちらとしてはプールで積み立てていきたいと考えております。以上です。
- 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 プールで積み立てていくというところで、確かに利益を積み立てていきながらも、今後庁舎建設も含めていろいろな基金で施設がつくられていくと。これもやはりどういった事業が利益を出していったのか、積み立てていったのかというのはプールでありますけれども、この辺は今後明確にしていきながら貯めていくことをまた議会の中にも提示していただきたいと思っておりますが、この辺はどのようにお考えでしょうか、お伺いします。
- 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。
- 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。  
この辺は歳入に応じて多分内訳が出るかと思っておりますので、提示していただきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今提示ができるように、実際この施設からどのような利益が出てきたのか、やはり今後そういった利益が生めるような公共施設として展開していく上でも、チェックをしていく。また、明確に示すように今後とも議会にも提案していただきたいと思っていますので、こういった施設がどんどん、そしてまた村益にかなうような施設になっていくことを願っています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第44号 今帰仁冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第44号 今帰仁冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 「議案第45号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第45号

今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の  
設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成30年12月18日 提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

今帰仁村体育施設等について、指定管理者に管理を行わせることができるようにするとともに、体育

施設及び村民の浜の使用料の設定等を行う必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の  
設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和60年条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後(案)	現 行
<p>(管理)</p> <p>第3条 体育施設の管理については、今帰仁村教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行い、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。</p> <p><u>2 教育委員会は、体育施設の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて村長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により、体育施設の管理を指定管理者に行わせるとき、本条、次条及び第5条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(指定管理者の業務の範囲)</u></p> <p><u>第3条の2 指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</u></p> <p><u>(1) 臨時の休業日の決定及び利用時間の変更に関する業務</u></p> <p><u>(2) 利用の許可及び許可に付する条件に関する業務</u></p> <p><u>(3) 利用の許可の取り消し等及び立ち入りの制限に関する業務</u></p> <p><u>(4) 原状回復に関する業務</u></p>	<p>(管理)</p> <p>第3条 体育施設の管理については、今帰仁村教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行い、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。</p>

(5) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(6) その他体育施設の管理上、教育委員会が認める業務

(使用料)

第6条 前条の使用許可を受けた者は、別表第2から別表第9までに定める金額の範囲内で、規則で定める使用料を納付しなければならない。

2 略

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
今帰仁村営グラウンド	今帰仁村字越地187番の1
今帰仁村総合運動公園(村民運動場、サブグラウンド、村民プール、テニスコート、村民体育館及びクラブハウスを含む。)	今帰仁村字仲宗根851番の1

別表9 (第6条関係)

利用区分	利用料
別表第2から別表第7までに定めない使用をする場合	1平米あたり1日につき50円

(使用料)

第6条 前条の使用許可を受けた者は、別表第2から別表第8までに定めるところにより使用料を納付しなければならない。

2 略

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
今帰仁村営グラウンド	今帰仁村字越地187番の1
村民運動場	今帰仁村字仲宗根851番の1
サブグラウンド	〃
今帰仁村立村民プール	〃
今帰仁村テニスコート	〃
今帰仁村立村民体育館	〃
クラブハウス	〃

1 現行の欄中下線が引かれた部分(以下「現行部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。

- 2 現行部分に対応する改正後部分がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

(今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改 正 後 (案)	現 行												
<p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 村民の浜において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>花火等の爆発物</u>その他の危険物を持ち込むこと。</p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第5条 村民の浜において、次の各号に掲げる行為をする者は、村長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>バーベキュー等火気を使用すること。</u></p> <p>別表第2（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設物用区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シャワー使用料 1回</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td>競技会、展示会、集会、その他これに類する行為</td> <td style="text-align: center;"><u>10,000円以内で規則で定める額</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設物用区分	使用料	シャワー使用料 1回	100円	競技会、展示会、集会、その他これに類する行為	<u>10,000円以内で規則で定める額</u>	<p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 村民の浜において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>爆発物</u>その他の危険物を持ち込むこと。</p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第5条 村民の浜において、次の各号に掲げる行為をする者は、村長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>別表第2（第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設物用区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シャワー使用料 1回</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td>競技会、展示会、集会、その他これに類する行為</td> <td style="text-align: center;"><u>10,000円以内とする。 (規則で定める額)</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設物用区分	使用料	シャワー使用料 1回	100円	競技会、展示会、集会、その他これに類する行為	<u>10,000円以内とする。 (規則で定める額)</u>
施設物用区分	使用料												
シャワー使用料 1回	100円												
競技会、展示会、集会、その他これに類する行為	<u>10,000円以内で規則で定める額</u>												
施設物用区分	使用料												
シャワー使用料 1回	100円												
競技会、展示会、集会、その他これに類する行為	<u>10,000円以内とする。 (規則で定める額)</u>												



飲食物等の販売、 物品等の貸出、そ の他これに類する 行為	10,000円以内で規則 で定める額
--	-----------------------

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 現行部分に対応する改正後部分がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○ 座間味 薫 議長 日程第10. 「議案第46号 今帰仁村立学校設置条例及び今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第46号

今帰仁村立学校設置条例及び今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成30年12月18日 提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

今帰仁村立兼次幼稚園、天底幼稚園及び仲尾次保育所は、平成30年3月31日付けで閉園したため、この議案を提出します。

今帰仁村立学校設置条例及び今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例

(今帰仁村立学校設置条例の一部改正)

第1条 今帰仁村立学校設置条例(昭和47年条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正後(案)	現 行												
<p>(幼稚園の名称及び位置)</p> <p>第2条 幼稚園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">幼稚園の名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">今帰仁幼稚園</td> <td style="text-align: center;">今帰仁村字越地207番地 8</td> </tr> </tbody> </table>	幼稚園の名称	位置	今帰仁幼稚園	今帰仁村字越地207番地 8	<p>(幼稚園の名称及び位置)</p> <p>第2条 幼稚園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">幼稚園の名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">今帰仁幼稚園</td> <td style="text-align: center;">今帰仁村字越地207番地 8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">兼次幼稚園</td> <td style="text-align: center;">今帰仁村字今泊3891番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">天底幼稚園</td> <td style="text-align: center;">今帰仁村字天底414番地</td> </tr> </tbody> </table>	幼稚園の名称	位置	今帰仁幼稚園	今帰仁村字越地207番地 8	兼次幼稚園	今帰仁村字今泊3891番地	天底幼稚園	今帰仁村字天底414番地
幼稚園の名称	位置												
今帰仁幼稚園	今帰仁村字越地207番地 8												
幼稚園の名称	位置												
今帰仁幼稚園	今帰仁村字越地207番地 8												
兼次幼稚園	今帰仁村字今泊3891番地												
天底幼稚園	今帰仁村字天底414番地												

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分(以下「現行部分」という。)に対応する改正後(案)の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

(今帰仁村保育所設置条例の一部改正)

第2条 今帰仁村保育所設置条例(平成27年条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後(案)	現 行												
<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">今帰仁 保育所</td> <td style="text-align: center;">今帰仁村字天底91番地</td> <td style="text-align: center;">90人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	今帰仁 保育所	今帰仁村字天底91番地	90人	<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">今帰仁 保育所</td> <td style="text-align: center;">今帰仁村字天底91番地</td> <td style="text-align: center;">90人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	今帰仁 保育所	今帰仁村字天底91番地	90人
名称	位置	定員											
今帰仁 保育所	今帰仁村字天底91番地	90人											
名称	位置	定員											
今帰仁 保育所	今帰仁村字天底91番地	90人											

中央 保育所	今帰仁村字平敷295番 地	60人
仲宗根 保育所	今帰仁村字仲宗根440 番地1	70人

仲尾次 保育所	今帰仁村字仲尾次684 番地	60人
中央 保育所	今帰仁村字平敷295番 地	60人
仲宗根 保育所	今帰仁村字仲宗根440 番地1	70人

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

- 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時53分)
- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時06分)

日程第11. 「議案第47号 指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

- 中原茂仁 副村長

議案第47号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

記

- 1 施設名称 今帰仁冷凍冷蔵施設
- 2 指定する団体 北部港運株式会社  
今帰仁村字上運天335番地の10  
代表取締役社長 崎原 清

- 3 指定の期間 今帰仁冷凍冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の施行の日から  
平成36年3月31日まで

平成30年12月18日提出  
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

#### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第47号 指定管理者の指定について質疑いたします。

この中で3番目に指定の期間ということであつていただけていますけれども、施行の日から平成36年3月31日までと期限があつていますが、これは平成36年を過ぎたときに更新もあり得るのか、これで打ち切りなのか、お伺いします。

それと先ほどの議案とも関連しますが、この契約はきょう議決をされたら、先ほどの課長の答弁では今月で供用開始と予定されているということでしたので、すぐ契約段階に入っていくのかどうか、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 10番與儀議員の質疑について説明いたします。

平成36年3月31日までとなっておりますが、協定書でまた更新をうたって、双方が異議なければ自動的に更新するという事で考えております。供用開始については、きょう可決された場合は、きょうかあしたの日付で契約をして、運用に当たってもらいたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 では契約が終わって後、先ほどから金額問題も出ていますけれども、この契約は条例と照らし合わせながら、契約を管理者と結んでいくのか。それと金額は、先ほどから純利益の半分ということでもありますけれども、今後金額は変動するということがあつたものだから、どのようにこれは把握できるか。先ほど8番議員からもあつたのですが、会計云々も。この契約の段階で、条例プラスアルファで入れるべきところは多々あると思うんです。あちらの収支明細をどう取りつけるか。こちら側から事務所に毎月報告を求めながら、収支の詳細を知るべきなのか。数字は幾らもつくれますので、本当に冷凍冷蔵施設からの収支明細がとれるかどうか、契約の中にあつていくのか。その点、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑に対して説明いたします。

この条例に照らし合わせながらやっていきます。収支に関しては、冷凍冷蔵庫は別に会計してもらおうと、今考えております。冷凍冷蔵庫だけの収支を村に出してもらおうと。収入に関しては協定書にあつたはず、純

利益の2分の1を納めてもらうということをやった、冷凍冷蔵庫の収益だけを出してもらう。本部町もそういう方向でやっていますので、その方向で会計は別に、北部港運の独自の事業とは別に、冷凍冷蔵庫だけの収支をつけてもらって、これを提出してもらうということを考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 先ほど8番議員の答弁でもそういうところは見えなかったものだから、別途でこれはやるべきだと思っております。

それと純利益の半分は今帰仁村ということですが、運天港活用推進協議会の会合の中でも、伊是名・伊平屋のメンバーも入ってきますので、その報告もぜひお願いしていきたいと思っております。3村で会合の中において、この施設をつくろうという形で進んできましたので、あの委員会の中でもきょうの報告もやるべきだと思っておりますけれども、その点どうお考えなのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

この点につきましては、公表できる分は公表していきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第47号について質疑いたします。

この中で指定する団体、北部港運株式会社とあります。適任だとは思いますが、これは指定の期間とかそういうのがあって、協定書でうたい、期間が来たら自動更新ということでありましたが、ほかにももし指定管理をしたいとかそういう会社が出てきた場合、これはどうするのか。説明を求めたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 8番與那議員の質疑に対してご説明いたします。

北部港運については、昭和42年から事務所を今帰仁村に本社を置いて、今冷凍冷蔵庫が建っていますが、村の倉庫も、北部製糖の倉庫も使って物資の事業をしているので、適任と思っております。ほかの業者が来たらどうするかという話ですが、この辺は北部港運が先ほど言いましたように、ずっと平成9年から伊是名・伊平屋の船舶も預かって管理をしているということがありますので、この辺は十分理解できるのかと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 自分も適任だと思いますし、ずっとやってほしいとは思いますが、指定管理で期間とかも更新更新があると思うので、その間に来た場合というのは、やはり想定できるのかと思ったりはするんです。その場合の対処の仕方というのは、この辺はどうするか。できれば私も北部港運がずっとやったほうがいいのかと思っておりますけれども、例えば、私たちがどうなっているのかと聞かれる可能性はありますので、その辺の説明を求めたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

先ほども言いましたけれども、伊是名・伊平屋の港が、切符売り場も北部港運の職員で受けております

ので、冷凍冷蔵庫だけをほかの業者に指定管理させるというのはちょっと不具合が生じるのかと、そういった面で説明していきたい。十分北部港運で指定管理はいけると思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第47号 指定管理者の指定について」を採決します。

お諮りします。

本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第47号 指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 「議案第48号 平成30年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第48号

#### 平成30年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成30年度今帰仁村一般会計補正予算（第7回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,450万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,851万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年12月18日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		585,595	65,389	650,984
	1 村 民 税	196,314	23,544	219,858
	2 固 定 資 産 税	303,504	35,769	339,273
	3 軽 自 動 車 税	33,342	1,310	34,652
	4 市 町 村 た ば こ 税	52,433	4,766	57,199
11 地 方 交 付 税		1,985,000	40,000	2,025,000
	1 地 方 交 付 税	1,985,000	40,000	2,025,000
12 交通安全対策特別交付金		1	624	625
	1 交通安全対策特別交付金	1	624	625
13 分担金及び負担金		70,050	242	70,292
	2 負 担 金	54,491	242	54,733
14 使用料及び手数料		54,841	△585	54,256
	1 使 用 料	36,062	△585	35,477
15 国 庫 支 出 金		697,670	48,294	745,964
	1 国 庫 負 担 金	429,952	49,485	479,437
	2 国 庫 補 助 金	264,011	△1,191	262,820
16 県 支 出 金		1,691,950	96,564	1,788,514
	1 県 負 担 金	250,045	24,882	274,927
	2 県 補 助 金	1,404,380	71,682	1,476,062
17 財 産 収 入		130,223	3,702	133,925
	2 財 産 売 払 収 入	116,085	3,702	119,787
18 寄 附 金		26,216	20,568	46,784
	1 寄 附 金	26,216	20,568	46,784
19 繰 入 金		338,491	27,050	365,541
	1 繰 入 金	338,491	27,050	365,541
21 諸 収 入		213,729	4,556	218,285
	4 雑 入	161,012	4,556	165,568
22 村 債		385,744	18,100	403,844
	1 村 債	385,744	18,100	403,844
歳 入 合 計		6,594,010	324,504	6,918,514

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		72,987	2	72,989
	1 議会費	72,987	2	72,989
2 総務費		1,028,127	71,881	1,100,008
	1 総務管理費	888,533	71,970	960,503
	2 徴税費	85,275	105	85,380
	4 選挙費	22,258	△194	22,064
3 民生費		2,685,524	129,079	2,814,603
	1 社会福祉費	1,099,510	109,675	1,209,185
	2 児童福祉費	1,586,014	19,404	1,605,418
4 衛生費		353,052	△484	352,568
	1 保健衛生費	147,231	△1,484	145,747
	2 清掃費	205,821	1,000	206,821
6 農林水産業費		600,592	8,614	609,206
	1 農業費	399,730	6,395	406,125
	2 林業費	17,127	2,377	19,504
	3 水産業費	183,735	△158	183,577
7 商工費		122,398	385	122,783
	1 商工費	122,398	385	122,783
8 土木費		437,060	85,833	522,893
	1 土木管理費	12,866	2,318	15,184
	2 道路橋梁費	363,283	84,259	447,542
	3 河川費	32,460	△1,470	30,990
	4 港湾費	21,073	100	21,173
	5 住宅費	7,378	626	8,004
10 教育費		676,334	29,194	705,528
	1 教育総務費	194,449	242	194,691
	2 小学校費	74,063	8,673	82,736
	3 中学校費	39,383	2,771	42,154
	4 幼稚園費	34,254	△613	33,641
	5 社会教育費	184,561	13,938	198,499
	6 保健体育費	149,624	4,183	153,807
歳出合計		6,594,010	324,504	6,918,514



第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
農村集落基盤再編・整備事業 西地区	千円 6,600	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。	千円 9,900	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。
漁村再生交付金事業	22,400	〃			22,400	〃		
村道与那嶺線改良事業	2,000	〃			1,700	〃		
村道越地与比地小浜原線改良事業	13,800	〃			28,900	〃		
村道呉我山仲山橋改良事業	2,300	〃			2,300	〃		
村道古宇利一周線道路改築事業	35,500	〃			35,500	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	183,300	〃			184,100	〃		
臨時財政対策債	115,844	〃			115,844	〃		
Jアラート新型受信機導入事業	4,000	〃			4,000	〃		
合 計	385,744		404,644					

詳細は担当課長より説明いたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 歳入歳出の節において、300万円以上の増減について説明申し上げます。

9ページをお開きください。歳入、1款村税、1項村民税、1目個人、1節現年度課税分において、現年度課税分の均等割及び所得割が増減の理由でございます。2目法人、補正前の額2,176万8,000円、補正額が404万9,000円、2,581万7,000円については、1節現年課税分の法人税分と均等割分の合計による387万円でございます。

次、10ページをお願いします。1目固定資産税、補正前の額が3億305万8,000円、補正額3,576万9,000円、合計3億3,882万7,000円につきましては、1節現年度課税分の土地の431万1,892円と、家屋の1,069万3,000円、それから償却資産の1,876万1,746円の部分でございます。

次、12ページをお願いします。1目市町村たばこ税、補正前の額が5,243万3,000円、補正額476万6,000円、合計5,719万9,000円は1節現年度課税分の476万6,000円によるものでございます。

13ページ、1目地方税、補正前の額が19億8,500万円、補正額4,000万円、合計額20億2,500万円。1節普通交付税の普通交付税4,000万円によるものでございます。

続きまして、17ページをお願いします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の補正前の額が4億1,448万7,000円、補正額が4,948万5,000円、合計4億6,397万2,000円は、5節身体障害者福祉費負担金の障害者福祉サービス費で3,041万7,000円と障害児施設措置費（給付費等）で1,462万8,000円のもの、また13節子どものための教育・保育給付費負担金の（特例）施設型給付費の500万円によるものでございます。

18ページをお願いします。2目民生費国庫補助金の補正前の額が2,918万9,000円、補正額マイナス794万円、合計額2,124万9,000円は、7節児童福祉費補助金、保育対策総合支援事業マイナス823万1,000円によるものでございます。6目教育費国庫補助金、補正前の額が5,294万3,000円、補正額674万9,000円、合計額5,969万2,000円は、3節社会教育費補助金の総合活用整備事業（災害）の685万6,000円によるものでございます。

19ページをお願いします。16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正前の額が1億7,407万7,000円、補正額2,488万2,000円、合計1億9,895万9,000円は、2節身体障害者福祉費負担金の身体障害者福祉費負担金の障害福祉サービス費1,520万8,000円と障害児施設措置費（給付費等）で731万4,000円によるものでございます。

20ページをお願いします。4目農林水産業費県補助金、補正前の額が4億553万9,000円、補正額576万7,000円、合計4億1,130万6,000円は、1節農業費補助金、災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業で562万6,000円が主なものでございます。7目土木費県補助金、補正前の額が7,080万円、補正額6,570万円、合計1億3,650万円は、1節沖縄振興公共投資交付金の村道越地与比地小浜原線改良事業6,714万円によるものでございます。

21ページをお願いします。17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、補正前の額が1億1,608万4,000円、補正額370万2,000円、合計1億1,978万6,000円は、1節土地等売払収入370万2,400円に

よるものでございます。

22ページをお願いします。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正前の額が2,621万6,000円、補正額2,026万8,000円、合計4,648万4,000円、1節寄附金、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金2,026万8,000円によるものでございます。

23ページをお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正前の額が3億3,849万1,000円、補正額2,705万円、合計額3億6,554万1,000円は、1節繰入金の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金2,612万円が主なものでございます。

24ページをお願いします。21款諸収入、4項雑入、4目雑入、補正前の額が1億6,100万8,000円、補正額455万6,000円、合計額1億6,556万4,000円は、2節雑入の介護保険広域過年度決算に伴う精算償還金455万6,045円によるものでございます。

25ページをお願いします。22款村債、1項村債、3目農林水産業費、補正前の額が2,900万円、補正額が330万円、合計3,230万円は、1節農業債、農村集落基盤再編・整備事業西地区の330万円によるものでございます。4目土木債、補正前の額が5,360万円、補正額1,480万円、合計6,840万円は、1節道路橋梁債の村道越地与比地小浜原線改良事業1,510万円によるものでございます。

続いて歳出の27ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額が3億8,131万7,000円、補正額1,101万4,000円、合計3億9,233万1,000円は、19節負担金、補助及び交付金の地域間幹線系統確保維持費補助金の577万1,000円が主なものでございます。下の段の4目財産管理費、補正前の額が2億6,429万1,000円、補正額2,665万7,000円、合計2億9,094万8,000円は、25節積立金の財産購入基金の370万2,400円と、次のページになります今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金2,026万8,000円によるものでございます。

続いて、5目企画費、補正前の額が9,825万1,000円、補正額3,300万円、合計1億3,125万1,000円は、13節委託料のふるさと納税推進事業の3,200万円が主なものでございます。

32ページをお願いいたします。3項民生費、1項社会福祉費、4目身体障害者福祉費、補正前の額が4億552万9,000円、補正前の額9,116万4,000円、合計4億9,669万3,000円は、20節扶助費の障害福祉サービス費の6,083万4,000円と障害児施設措置費（給付費等）で2,925万7,000円が主なものであります。

次、35ページをお願いします。5目保育運営事業、補正前の額が2億5,104万5,000円、補正額2,363万3,000円、合計2億7,467万8,000円は、13節委託料の子どものための教育・保育給付費負担金3,486万4,000円と19節負担金、補助及び交付金の保育対策総合支援事業マイナス1,154万円が主なものでございます。

36ページの2目予防費、補正前の額が2,015万1,000円、補正額630万円の減額、合計額1,385万1,000円です。主なものは、20節扶助費の麻しん・風しん予防接種費用助成がマイナス630万円が主なものであります。3目母子保健衛生費、補正前の額が5,807万8,000円、補正額445万円、合計6,252万8,000円は、次のページにあります13節委託料、乳幼児及び児童生徒予防接種委託の300万円が主なものであります。

次、40ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の補正前の額が2億773万7,000円、補正額576万7,000円、合計2億1,350万4,000円は、19節負担金、補助及び交付金の災害

に強い高機能型栽培施設の導入推進事業の562万6,000円が主なものでございます。

続いて47ページをお願いします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、補正前の額が3億4,650万4,000円、補正額8,397万7,000円、合計4億3,048万1,000円は、13節委託料の村道古宇利一周線道路改良事業、村道与那嶺線改良事業、村道越地与比地小浜原線改良事業の441万8,000円と、17節公有財産購入費の村道古宇利一周線道路改良事業のマイナス1,178万6,000円と、22節補償、補填及び賠償金の村道越地与比地小浜原線改良事業の9,048万4,000円のものゝ主なものでございます。

次、52ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正前の額が4,818万7,000円、補正額757万1,000円、合計5,575万8,000円は、11節需用費で459万3,000円でございます。主なものとしては、校舎、施設修繕費の203万3,000円が主なものでございます。

次、56ページをお願いいたします。5項社会教育費、4目今帰仁城跡整備事業費の補正前の額が3,850万7,000円、補正額は831万円、合計4,681万7,000円は、13節委託料の総合活用整備事業（災害）の405万6,000円と15節工事請負費、総合活用整備事業（災害）の401万3,000円が主なものでございます。

次、57ページをお願いいたします。6目グスク交流センター等費、補正前の額が3,438万1,000円、補正額333万4,000円、合計3,771万5,000円は、13節委託料の観光地安全強化事業393万8,000円が主なものであります。

58ページをお願いします。同じく10款教育費の6項保健体育費、2目学校給食費、補正前の額が9,142万1,000円、補正額529万8,000円、合計9,671万9,000円は、11節需用費の511万8,000円、次のページの上にあります賄材料費261万6,000円が主なものでございます。以上で300万円以上の増減の説明といたします。

○ 座間味 薫 議長 日程第13. 「議案第49号 平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第49号

#### 平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,285万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,338万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月18日提出  
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		423,843	389	424,232
	1 国民健康保険税	423,843	389	424,232
6 県支出金		1,069,243	91,791	1,161,034
	1 県補助金	1,069,242	91,791	1,161,033
10 繰入金		167,000	672	167,672
	1 他会計繰入金	166,998	672	167,670
歳入合計		1,660,528	92,852	1,753,380

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		31,297	672	31,969
	1 総務管理費	29,577	672	30,249
2 保険給付費		1,025,111	91,125	1,116,236
	1 療養諸費	875,048	63,844	938,892
	2 高額療養費	141,946	27,281	169,227
6 保健事業費		26,254	1,055	27,309
	1 保健事業費	13,959	55	14,014
	2 特定健康診査等事業費	12,295	1,000	13,295
9 諸支出金		34,007	0	34,007
	1 償還金及び還付加算金	34,007	0	34,007
歳出合計		1,660,528	92,852	1,753,380

詳細は担当課長より説明いたします。

- 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。
- 宮里政有 福祉保健課長 今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算についてご説明いたします。今回、歳入歳出それぞれ9,285万2,000円の増額補正となっております。節において、300万円以上の増減額の説明とさせていただきます。

6ページをお願いいたします。6款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、補正前の額10億6,924万1,000円、補正額9,179万1,000円、計で11億6,103万2,000円、1節普通交付金9,112万5,000円、

普通交付金によるものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正前の額8億6,346万1,000円、補正額5,850万円、計で9億2,196万1,000円、19節負担金、補助及び交付金5,850万円。続きまして、2目退職被保険者等療養給付費、補正前の額540万7,000円、補正額505万3,000円、計で1,046万円、19節負担金、補助及び交付金505万3,000円になります。

続きまして、10ページをお開きください。2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正前の額1億4,002万5,000円、補正額2,611万5,000円、計で1億6,614万円、19節負担金、補助及び交付金2,611万5,000円になっております。以上、増減額補正となっております。以上であります。

○ 座間味 薫 議長 日程第14. 「議案第50号 平成30年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

議案第50号

#### 平成30年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成30年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ671万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,521万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月18日提出  
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		44,544	6,713	51,257
	1 後期高齢者医療保険料	44,544	6,713	51,257
歳入合計		88,498	6,713	95,211

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		84,050	6,713	90,763
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	84,050	6,713	90,763
歳出合計		88,498	6,713	95,211

詳細は担当課長より説明いたします。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算についてご説明します。今回、歳入歳出それぞれ671万3,000円の増額補正となっております。節において、300万円以上の増減額の説明とさせていただきます。

5ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、2目普通徴収保険料、補正前の額1,337万4,000円、補正額426万3,000円、計で1,763万7,000円、1節現年度分426万3,000円分でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額8,405万円、補正額671万3,000円、計で9,076万3,000円、19節負担金、補助及び交付金671万3,000円。以上の増額補正となっております。

○ 座間味 薫 議長 日程第15. 「報告第5号 専決処分の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長

報告第5号

#### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

平成30年12月18日 提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

#### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名 幼保連携一体化施設新築建築工事

議決された契約の金額 491,400,000円

専決処分した契約の金額 3,294,000円

理 由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

平成30年11月30日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

契約書は添付しておりますので、ご参照ください。

- 座間味 薫 議長 日程第16. 「報告第6号 専決処分の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。中原茂仁副村長。

- 中原茂仁 副村長

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

平成30年12月18日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名 運天漁港－3.5m航路浚渫工事

議決された契約の金額 118,800,000円

専決処分した契約の金額 3,996,000円



理 由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

平成30年12月4日提出  
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

契約書を添付しておりますので、ご参照ください。

○ 座間味 薫 議長 日程第17. 「現場踏査」についてを議題とします。

お手元に配りました日程のとおり、本日は午後から現場踏査を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、現場踏査を行うことに決定しました。

なお、現場踏査は散会後に午後から行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会時刻 午後0時02分)